

2023年4月19日

〒567-0034

大阪府茨木市中穂積3-5-25

エスケー化研株式会社

代表取締役会長 藤井 實 殿

代表取締役社長 藤井 実広 殿

〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

新国際ビル9階

祝田法律事務所

AVI GLOBAL TRUST PLC 代理人

弁護士 川 村 一 博

同 清 野 訟 一

同 吉 田 新

## 株主提案書

Asset Value Investors Limited が運用業務を受託するファンドである AVI GLOBAL TRUST PLC（以下「提案者」といいます。）は、エスケー化研株式会社（以下「当社」といいます。）の総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主として、会社法第303条第2項に基づき、2023年6月下旬開催予定の当社の第67期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、下記1.に記載する議題（以下「本議題」といいます。）を株主総会の目的とするとともに、本議題について、下記2.に記載する議案（以下「本議案」といいます。）を提出しますので、会社法第305条第1項及び会社法施行規則第93条に基づき、本議案の要領を株主に通知することを請求します。

## 記

### 1. 提案する議題

- (1) 定款一部変更の件(1)
- (2) 株式分割の件
- (3) 定款一部変更の件(2)
- (4) 定款一部変更の件(3)
- (5) 自己株式の消却の件
- (6) 剰余金の処分の件

### 2. 議案の要領及び提案の理由等

- (1) 定款一部変更の件(1)

#### ① 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

#### （決議事項）

#### 第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、株式分割に関する事項について決議することができる。

#### ② 提案の理由

当社株式の最低投資金額は4,330千円（2023年3月28日の終値に基づき計算）と極めて高いため、流動性が極めて低く、個人投資家の投資意欲を削いでいる。これは当社のバリュエーションを低下させているだけでなく、当社の株主数がわずか410名（2022年3月時点）と、東証スタンダード市場の上場維持基準400名を辛うじて上回るに留まる要因ともなっている。

東証は、投資単位は50万円未満が望まれる旨を示しており、昨年10月、投資単位100万円以上の会社38社を公表し、当社は5番目に高かった。その後、投資単位が当社よりも高かったファーストリテイリングと東京エレクトロンが株式分割を発表した。

流動性とバリュエーションを高め、上場を維持するため、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行うべきである。

そこで、株主総会において株式分割について決議できるよう、定款を「議案の要領」のとおり変更することを提案する。

## (2) 株式分割の件

### ① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」及び「(3) 定款一部変更の件(2)」が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合	1株につき10株の割合とする
イ 分割の基準日	本定時株主総会の日を翌営業日から起算して、3週間後の日
ウ 分割の効力発生日	本定時株主総会の日を翌営業日から起算して、4週間後の日

### ② 提案の理由

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」に記載する理由から、株式分割を提案するものである。

## (3) 定款一部変更の件(2)

### ① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」及び「(2) 株式分割の件」が承認可決されることを条件として、議案「(2) 株式分割の件」における株式分割の効力発生日をもって、定款第5条を以下のとおり変更する。

(発行可能株式総数)

#### 第5条

当会社の発行可能株式総数は、9,600万株とする。

### ② 提案の理由

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」に記載の株式分割に伴い、現行定款第5条(発行可能株式総数)に定める発行可能株式総数の増加を行うものである。

## (4) 定款一部変更の件(3)

### ① 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(決議事項)

## 第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項について決議することができる。

### ② 提案の理由

当社は発行済株式総数の約14.0%にも相当する438,400株の自己株式を保有している（2022年12月31日時点）。東証に上場する全約3,900社のうち、発行済株式総数に占める自己株式の割合が当社よりも高い企業はわずか207社に過ぎず、当該割合の全社平均値はわずか約3.9%である。

これほど多くの自己株式を保有する理由を当社は明らかにしておらず、当社の株主は、この自己株式が再び市場に出回ることによって株式価値が希釈化するリスクに晒されている。

当該リスクを排除し、投資家が当社株式の真の価値を把握できるよう、自己株式の約90%に当たる394,620株を消却すべきである。これにより、何らの悪影響も生じることなく、当社の企業価値を高めることができる。

そこで、株主総会において自己株式の消却について決議できるよう、定款を「議案の要領」のとおり変更することを提案する。

## (5) 自己株式の消却の件

### ① 議案の要領

議案「(4) 定款一部変更の件(3)」が承認可決されることを条件として、保有する自己株式394,620株を消却する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した株式数に調整（株式分割に基づく調整を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る株式数を、必要な調整を行った後の記載に読み替えるものとする。

### ② 提案の理由

議案「(4) 定款一部変更の件(3)」に記載する理由から、自己株式の消却を提案するものである。

## (6) 剰余金の処分の件

### ① 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

#### ア 配当財産の種類

金銭

#### イ 1株当たり配当額

金800円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し同定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（同定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金800円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社の2023年3月期期末配当として普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2023年3月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の3週間後の日

② 提案の理由

当社の現金・現金同等物は過去21年間増え続けている。不況時にも当社は現金に頼る必要はなく、パンデミック渦中（2020年3月末～2022年12月末）も現金・社債は25%増加した。安定的な財務基盤を有することは支持するものの、貸借対照表上の資産の71%以上に上る現金・社債を溜め込むことには合理性がない。

このような現金の溜め込みは、株主還元の優先度の低さに起因するものである。過去5年間の配当性向は、日本ペイントの34%、関西ペイントの39%に対し、当社は僅か13%に留まった。

現金が生むリターンは資本コストを下回るため、当社は、過剰な現金保有によりROEが低下し、株主価値を毀損している。当社は資本政策を開示しておらず、資産の7割を現金で保有する理由も明らかにしていない。

非効率な資産状況を是正するため、配当性向を30%とし、2023年3月期の配当金を400円ではなく800円にすることを提案する。

以上